

講義・演習概要（シラバス）

政策専門課程新時代・公共政策コース第2期（平成25年10月29日～11月14日）

課 目 名	政策法務
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	氏名 幸田雅治 ＜プロフィール＞ 昭和 54 年 東京大学法学部卒業 自治省入省 平成 10 年 内閣官房内政審議室内閣審議官（地方分権一括法案担当） 平成 19 年 総務省自治行政局行政課長 平成 24 年 中央大学大学院公共政策研究科教授 平成 25 年 弁護士登録（紀尾井町法律事務所）
ね ら い	地方行政において、現在、法律による行政の原理を徹底することが求められている。特に、地方分権時代における自治体の自己決定・自己責任のバックボーンは立法権であり、地方分権一括法による自治立法権の拡大を踏まえ、条例制定権を積極的に活用することが重要である。政策課題を合理的に設定するとともに、地域の諸課題を解決するための法制度を設計する能力を身につけることをねらいとする。
講 義 概 要	第一に、自治体政策法務として、法律と条例の関係などの法的位置づけを理解するとともに、自治立法権としての条例の役割について考察し、条例制定権の活用についての取り組みを強化する必要性について理解する。 第二に、政策法務概論として、「政策目的性」、「法的妥当性」、「法的実効性」の観点から、立法を行う際の基本的視点を理解する。政策を合理づける根拠について多角的に考察すること、行政の役割の変化に対応して政策の内容をどのように設定すべきかなどについても学ぶ。 第三に、政策法務各論として、政策を達成するために法制度として採用される様々な手法（実効性確保手法を含む）や最終的な受益者となるべき国民（住民）との関係がどのように法制度に組み込まれているかなどについて考察する。
受講上の注意	講義への集中力を高めるため、指名をして発言を求めることがある。
使 用 教 材	・講義レジメ ・幸田雅治 他著『政策法務の基礎知識（改訂版）』（第一法規）
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし